3　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうち人クローン胚に関するものは、次に掲げる事項とする。
一　人クローン胚の取扱場所
二　作成に用いられた細胞の種類及び入手先
三　作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項
四　人クローン胚を凍結させた場合にあっては、その目的、方法、凍結期間、管理場所及び管理方法並びに管理に従事する者の氏名
4　法第十条第一項第四号の文部科学省令で定める事項のうち動物性集合胚に関するものは、次に掲げる事項とする。
一　動物性集合胚の取扱場所
二　動物性集合胚の作成に用いられた動物胚の種類並びにヒトの細胞の種類及び入手先
三　動物性集合胚を動物の胎内に移植した場合にあっては、次に掲げる事項
イ　当該動物の種類
ロ　移植の期日
ハ　当該動物の取扱いを終了した場合にあっては、その期日及び態様
四　動物性集合胚から個体を作り出した場合にあっては、次に掲げる事項
イ　当該個体を作り出した期日
ロ　当該個体の取扱いを終了した場合にあっては、その期日及び態様
五　作成に用いられた細胞の提供者の同意に関する事項
5　法第十条第二項の規定により保存することとされている記録の保存期間は、人クローン胚又は動物性集合胚の譲渡、滅失又は廃棄後五年間（当該動物性集合胚を動物の胎内に移植した場合又は当該動物性集合胚から個体を作り出した場合にあっては、それぞれ当該動物又は当該個体の取扱いの終了後五年間）とする。

（特定胚の譲渡の届出）

第八条　法第十一条の規定による特定胚の譲渡の届出は、別記様式第四の一の届出書によって、しなければならない。
2　法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の譲渡に関するものは、次に掲げる事項とする。
一　特定胚の譲渡先の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　譲渡の理由

（特定胚の滅失の届出）

第九条　法第十一条の規定による特定胚の滅失の届出は、別記様式第四の二の届出書によってしなければならない。
2　法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の滅失に関するものは、次に掲げる事項とする。
一　特定胚を滅失させた場所
二　滅失させた特定胚の作成又は譲受の届出を行った日付
三　滅失の理由及びその方法
四　滅失後の取扱いに関する事項

（特定胚の廃棄の届出）

第十条　法第十一条の規定による特定胚の廃棄の届出は、別記様式第四の三の届出書によってしなければならない。
2　法第十一条第四号の文部科学省令で定める事項のうち特定胚の廃棄に関するものは、次に掲げる事項とする。
一　特定胚を廃棄した場所
二　廃棄した特定胚の作成又は譲受の届出を行った日付
三　廃棄の理由及びその方法

（電磁的記録媒体による手続）

第十一条　次の各号に掲げる書類の提出については、当該書類に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）及び別記様式第五による電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
一　第一条第一項
二　第二条第一項
三　第三条第一項
四　第四条第一項
五　第五条
六　第六条第一項
七　第八条第一項
八　第九条第一項
九　第十条第一項

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正前のヒトに関するクローン技術の規制に関する法律施行規則の規定により文部科学大臣に届け出た特定胚の作成の届出については、第一条第一項又は第三条第一項の規定により届け出たものとみなす。

様式第一の一（第1条第1項関係）

特定胚（人クローン胚）作成届出書

年　月　日

文部科学大臣　殿

氏名　印
（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律第6条第1項の規定により、特定胚（人クローン胚）の作成を届け出ます。

氏名又は名称	
法人にあっては、その代表者の氏名	
住所	郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
事務連絡先	名称
	所在地　郵便番号（　　） 電話番号　（　　）
	担当者氏名　電子メールアドレス